

第1章 総 則

第1条 本会は、日本体育・スポーツ経営学会（英文名 Japanese Society of Management for Physical Education and Sport）と称する。

第2条 本会は、体育・スポーツに関する科学的研究並びに会員の連絡協同を促進し、体育・スポーツ経営学の発展を図り、さらに体育・スポーツ経営の実践に資することを目的とする

第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究集会、講演会等の開催
- (3) 機関誌「体育・スポーツ経営学研究」、会員名簿の刊行並びにその他の出版
- (4) 会員の研究に資する情報の収集と紹介
- (5) 研究の学際的及び国際的交流
- (6) その他、本会の目的に資する事業

第4条 学会大会は毎年1回以上開催する。

第3章 会 員

第5条 会員の種別は、次のとおりである。

- (1) 正会員：体育・スポーツ経営学あるいはこれに関連のある諸科学の研究者・指導者等で、正会員により推薦された個人
- (2) 特別会員：本会の目的に賛同する外国人並びに外国における団体で、理事会により承認されたもの
- (3) 学生会員：体育・スポーツ経営学あるいはこれに関連のある諸科学に関心を有する学生で、正会員により推薦された個人
- (4) 名誉会員：本会に顕著な貢献のあったもので、理事会により承認された個人
- (5) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体及び個人で理事会により承認されたもの
- (6) 臨時会員：本会の目的に賛同し、「学会大会」に参加を希望するもので、理事会により承認されたもの

第6条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員：年額8,000円
- (2) 特別会員：年額5,000円または相当の米ドル
- (3) 学生会員：年額3,000円
- (4) 名誉会員：会費は徴収しない
- (5) 賛助会員：年額1口（1万円）以上
- (6) 臨時会員：会費は徴収しない

第7条 会員になろうとするものは、次の手続きをとるものとする。

- (1) 正会員：本会事務局に、入会金1,000円を添えて所定の入会申込書を提出する。
- (2) 特別会員：本会事務局に、入会金1,000円を添えて所定の入会申込書を提出する。
- (3) 学生会員：本会事務局に、入会金1,000円を添えて所定の入会申込書を提出する。
- (4) 賛助会員：本会事務局に、所定の申込書を提出する。
- (5) 臨時会員：本会事務局に、学会大会参加費を添えて所定の申込書を提出する。

第8条 会員は、本会の機関誌その他研究情報に関する刊行物等の配布を受けることができる。また、所定の手続きを経て、本会の行うあらゆる事業に参加することができる。ただし、臨時会員は学会大会に限る。

第9条 会員で2か年会費を納入しないものは退会したものとみなす。

第4章 役員

第10条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名以内)
- (3) 理事 (30名以内)
- (4) 監事 (2名)

第11条 会長及び副会長は、理事会の推薦により、総会において決定する。

- 2 理事は正会員の中から選出する。選出方法については内規として別に定める。
- 3 会長は、正会員の中から理事若干名を推薦することができる。
- 4 監事は、正会員の中から会長が委嘱する。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、第16条に定める任に当たる。
- 4 監事は本会の会務を監査する。

第13条 役員の任期は2か年とし、その任期は改選時の総会終了時より、次期改選年度の総会の終了時までとする。ただし、重任は妨げない。

第5章 会議

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長これは招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の改選
 - (2) 事業報告及び収支決算報告
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 会則及び諸規程の改正
 - (5) その他の重要事項
- 2 総会は、毎年1回開かれる。

第16条 理事会は、理事の互選により理事長を選出する。理事会は理事長がこれを招集し、会務を処理し、本会運営の責に当たる。

- (1) 会長及び副会長の推薦
 - (2) 総会に対する提案事項の審議
 - (3) 総会から委任された事項の審議・処理
 - (4) 学会大会運営委員会の設置
 - (5) その他、本会の目的に資する事業の運営
- 2 理事会は、運営の効率化を図るため、常務理事会を置くことができる。

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。ただし、会則の改正は、出席者の3分の2以上の賛成により決定される。

第6章 編集委員会

第18条 本会の事業のうち、機関誌の編集を行うため、編集委員会を置く。

- 2 論文審査の必要により、正会員の中から審査委員を委嘱する。

第7章 会 計

第19条 本会の経費は、次の収入によって支出する。

- (1) 会員の会費
- (2) 入会金
- (3) 事業収入
- (4) 他よりの助成金及び寄付金

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第8章 事 務 局

第21条 本会の会務を補佐するため、正会員の中から会長の指名により幹事若干名を委嘱することができる。

第22条 本会の事務局は、当分の間筑波大学体育・スポーツ経営学研究室に置く。

付則 この会則は、昭和59年2月11日より施行する。

この会則は、昭和63年2月13日より施行する。

この会則は、平成3年3月9日より施行する。

この会則は、平成15年3月29日より施行する。

この会則は、平成20年3月16日より施行する。

この会則は、平成23年3月21日より施行する。

この会則は、平成27年3月20日より施行する。